

青山・情報システムアーキテクト育成プログラム地域・企業連携コンソーシアム会則

制定 2024年12月1日

第一章 総則

第1条 本コンソーシアムは、青山・情報システムアーキテクト育成プログラム 地域・企業連携コンソーシアム（以下、ADPISA コンソーシアム）と称し、事務局を青山学院大学内に置く。但し、金融機関への届出住所は、諸法規に対応するため、ADPISA コンソーシアム会長の自宅住所とすることを認める。

第2条 ADPISA コンソーシアムは、地域・企業・大学が連携し、デジタルトランスフォーメーション人材を輩出することをその目的とする。

第3条 ADPISA コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ADPISA 教育プログラムコンテンツの開発、流通
- (2) ADPISA と会員間及び会員同士での交流の場の提供
- (3) DX 人材輩出に関連するフォーラム、セミナー等の開催
- (4) その他、ADPISA コンソーシアムの目的に関連した活動

第二章 会員関連

第4条 会員に一般会員、特別会員を置く。

- (1) 一般会員は第6条第1項に基づき入会が認められた団体又は個人。
- (2) 特別会員は青山学院大学のADPISA 関連の教職員を中心に構成する。

第5条 ADPISA コンソーシアムに会長1人を置く。

- (1) 会長はADPISA リーダーが兼務する。
- (2) 会長はADPISA コンソーシアムの業務を統括し、ADPISA コンソーシアムを代表する。

第三章 会員の入会・退会

第6条 ADPISA コンソーシアムに入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長あてに提出し、会長が入会を認めることにより一般会員として入会を決定する。

2 一般会員がADPISA コンソーシアムからの退会を希望する場合、理由を記述した退会届を会長あてに提出し、会長が退会を承認する。

3 ADPISA 関連業務に就く者（教職員または学外の対象者）は、会長の承認により特別会員となることができる。特別会員が退会希望する場合には、特別会員が会長に申し出て、会長が承認する。

4 一般会員、特別会員が、ADPISA コンソーシアムの理念に反する行為や、ADPISA コンソーシアムの名誉を傷つける行為があった場合、会長は当該会員との協議及び、必要に応じて運営委員会の議決を経て会長が当該会員を除名することができる。

第四章 会員の権利・義務

第7条 会員は、次の各号の権利を有する。

- 一 第9条、第10条に定めるADPISAコンソーシアムが提供するサービスを受けること
- 二 ADPISAコンソーシアムが開催する交流会、フォーラム、セミナー等への参加
- 三 ADPISAのWebページに会員団体名の表示

第8条 会員は、次の各号の義務を負う。

- 一 ADPISAコンソーシアムの目的に即した事業に対する協力
- 二 本会則を守ること
- 三 運営委員会の議決の遵守

第五章 会員サービス

第9条 次の各号に定めるサービスを一般会員は無料で受けることができる。

- 一 ADPISA1科目に対する受講（ADPISA側で指定した科目に限る）
- 二 ADPISAコンソーシアムで開発したDX人材関連のコンテンツ視聴
- 三 会員相互の交流の場への参加。年に1度のADPISAフォーラム、ADPISAアルムナイ総会への無料参加
- 四 企業内で実施を予定しているDX人材関連教育プログラムへのコンサルテーション
- 五 ADPISA関連の教育プログラム、開催イベント等の情報提供
- 六 ADPISAを介した企業の広告。ADPISAが主催する会議でのスポンサー表示、ADPISA Webページでの広告等

第10条 次の各号に定める有料サービスを一般会員は優待サービスとして非会員よりも安価で受けることができる。

- 一 大学キャンパスで実施するADPISAプログラムの優待受講
- 二 企業・地方行政内でのADPISA科目の実施

第六章 運営委員会

第11条 ADPISAコンソーシアムに運営委員会を置く。

2 運営委員会は以下の業務を行う。

- 一 第3条のADPISAコンソーシアム事業運営に関すること
- 二 本会則の制定、改廃に関すること

第12条 運営委員会は以下のものから構成される。

- 一 会長

- 二 会長が推薦する委員 若干名
- 三 会員の互選による委員 若干名
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員がかけた時の後任者の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

第13条 運営委員会に、委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 運営委員会の委員長（以下「運営委員長」という。）は、運営委員会を招集し、その議事を整理する。

第14条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 2 運営委員会の審議事項は、出席委員の過半数をもって決する。

第七章 会計

第15条 ADPISA コンソーシアムの経費は、第10条に定めるサービス等による事業収入、寄附金、その他をもってこれに充てる。

第16条 ADPISA コンソーシアムの会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- (1) 会計委員は、ADPISA コンソーシアムの会計全般を担当する。
- (2) 監査委員は会計監査を行うとともに、ADPISA コンソーシアムの執行について意見を述べるができる。

第八章 その他

第17条 ADPISA コンソーシアム事務局は、ADPISA 事務局と同一場所に置く。

- 2 事務局は、運営委員会の事務も取扱う。

第18条 ADPISA コンソーシアムの解散は、ADPISA コンソーシアムの運営が困難となった場合に、運営委員会の議決を経て、決定する。

第19条 本会則の改廃については、運営委員会の議決を経て、決定する。

(附則)

- 1 ADPISA コンソーシアム則は2024年12月1日より執行する。